## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２３年（フ）第３号**
山形県飽海郡遊佐町当山字福ノ中５番地、旧住所山形県山形市双月町３丁目６番38号　ホワイトハイツ双月23号
債務者　初貝まどか
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
山形地方裁判所酒田支部

**平成２２年（フ）第１９５４号**
さいたま市南区辻８丁目21番15―606号
債務者　鈴木　重雄
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２２年（フ）第１９５６号**
さいたま市南区根岸１丁目17番14―201号、旧住所さいたま市南区辻８丁目21番15―606号
債務者　鈴木　卓也
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１２３号**
埼玉県志木市幸町２丁目11番６号　タマリスク志木105号、旧住所埼玉県入間郡三芳町大字竹間沢361番地１　レクセルプラッツァみずほ台219号
債務者　増田　純一
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１２９号**
埼玉県加須市東栄２丁目９番24号　サンテラストーエー202号
債務者　高野　幸男
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第１７３号**
埼玉県川口市青木４丁目８番24号　コーポ稲垣103号、旧住所埼玉県川口市青木４丁目26番25―808号　ダイアパレス川口青木
債務者　木村　信子
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２３年（フ）第３１号**
埼玉県吉川市吉川団地２番11号507
債務者　高鹿　　学
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２３年（フ）第５８号**
埼玉県熊谷市新堀1136番地３　籠原団地４号棟405号室
債務者　篠﨑　明子（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成23年２月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２３年（フ）第６３号**
埼玉県行田市大字持田2018番地１
債務者　花井　康浩
1　決定年月日時　平成23年２月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２２年（フ）第２４７号**
千葉県東金市菱沼269番地３
債務者　戸村　　均
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２２年（フ）第２４８号**
千葉県東金市菱沼269番地３
債務者　戸村めぐみ
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

**平成２３年（フ）第６５号**
神奈川県平塚市大神2730番地の７
債務者　小澤　知春
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２３年（フ）第６８号**
神奈川県小田原市寿町３丁目２番15―213号　レオパレスＲＸ第六小田原
債務者　野尻　與徳
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２３年（フ）第７１号**
神奈川県中郡二宮町中里２丁目31番28号グローリーＢ104、住民票上の住所神奈川県中郡大磯町高麗２丁目22番８号
債務者　小林　雅人
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２３年（フ）第１９号**
新潟市中央区南笹口２丁目８番２号　グリーンハウスⅠ―101号
債務者　瀬野　成美
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第２３号**
新潟市中央区京王３丁目15番24号、前住所新潟市江南区城所１丁目６番14号
債務者　坂爪　恵子
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月18日まで
新潟地方裁判所民事部